



令和 8 年 1 月吉日

お客様各位

蒲郡信用金庫

「当座勘定払戻請求書」の取扱開始および「当座勘定規定(一般用)」

改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では令和 8 年 2 月 2 日より小切手に代わる当座勘定払戻手段として、「当座勘定払戻請求書」の取り扱いを開始いたします。これに伴い、下記の通り「当座勘定規定（一般用）」の改定を行いますのでお知らせいたします。

改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承ください。なお、規定の全文につきましては、当金庫ホームページ「規定集」からご確認いただけます。

記

1. 「当座勘定払戻請求書」取扱開始日および規定改定日

令和 8 年 2 月 2 日 (月)

2. 「当座勘定払戻請求書」について

小切手に代わる当座預金の払戻しの手段として制定いたします。

払戻しの際は、お届印により「当座勘定払戻請求書」に記名押印のうえご提出ください。

※ 当座預金の口座開設店でのみ自社（自身）の払戻しにご利用いただけます。

※ 小切手のように持参人（第三者）へのお支払いにはご利用いただけません。

※ 払戻しに際し、本人確認書類の提示等を求めることがあります。

※ 小切手による払戻しは、引き続きご利用いただけます。

以上

詳しくはお取引店までお問い合わせください。

承認番号 07-196